解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により、平成二十六年二月二十五日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

東京都葛飾区堀切五丁目一六番一一号一階

医療法人社団田中整形外科

清算人　田中美惠子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

兵庫県高砂市高砂町材木町一一九八番地

フィッシングセンター内

高砂市水産振興財団

代表清算人　松本　力

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年二月六日米子市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

鳥取県米子市観音寺一四〇番地

米子市観音寺土地区画整理組合

代表清算人　浦上　金一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年一月二十四日付長崎県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

長崎県大村市大里町二八番地一

清算法人寺ノ前土地改良区

代表清算人　永野　喜一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年二月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

静岡県富士市水戸島本町一三番二号

静岡県紙製造業厚生年金基金

代表清算人　渡邉　直

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年二月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

京都市中京区押小路通柳馬場東入橘町六四五

京都府建設業厚生年金基金

代表清算人　絹川　治

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年一月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

大阪府東大阪市小阪一丁目一一番三―二三一号

大阪線材製品厚生年金基金

代表清算人　金井　寛也

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十七日

広島県三次市十日市東二丁目三番二五号

財団法人山田学園

代表清算人　永山　玲子

配当公告

岐阜県岐阜市粟野東一丁目一三〇番地六

破産者　橋本眞一郎

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十五年（フ）第六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二六五、七九七、五七九円

一、配当することのできる金額

金二二、九二六、四三八円

平成二十六年三月十七日

岐阜市若宮町九丁目四番地大久保ビル二階

破産管財人　大久保　等

配当公告

名古屋市名東区極楽一丁目九三番地

破産者　ゲンシ歯科こと　篠崎　功

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第二三二七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一八四、〇二二、六八三円

一、配当することのできる金額

金一三、二九六、一二六円

平成二十六年三月十七日

名古屋市中区錦二丁目四番三号錦パークビル六階三林法律事務所

破産管財人　三林　昭典

配当公告

愛知県愛知郡東郷町大字春木字小坂五五番地

破産者　東立金型株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第二四九二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二〇四、八八八、五六〇円

一、配当することのできる金額

金三四、六二四、九九六円

平成二十六年三月十七日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三号ＴＣＦ丸の内ビル一〇階

破産管財人　奥村　哲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県気仙郡唐丹村二〇八番戸、最後の住所不明

被相続人　亡　千葉　彌藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

事務所岩手県北上市本石町二丁目一番三七号

相続財産管理人　司法書士　高橋　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県白井市西白井二丁目九番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山崎　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

事務所千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡九十九里町片貝一七六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小関伊佐男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十七日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号

北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　佐和